

会費規程

第1条（目的）

本規程は、規約第9条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定める。

第2条（会費）

年会費は、会員種別に応じて下記の通りとする。

- (1) 正会員 4,000円
- (2) 賛助会員 1,000円（1口）

第3条（会費の納入方法）

会員は、当該年度の会費を以下のいずれかの方法で納入しなければならない。

(1) 振込納付

事務局が指定する口座へ金融機関からの振り込みにより納付する。

なお、会費納入に要する振込手数料は会員の負担とする。

(2) 持参

事務局もしくは研修会会場、定例会会場に直接持参し納付する。

第4条（中途入会又は退会の会費）

年度の中途に入会又は退会した会員の当該年度の会費年額は、当該年度の年会費とする。

第5条（改定）

本規程を改定する場合は、総会の決議を経て行うものとする。

附則

1. 令和元年度に本規程の一部を改訂する。
2. 令和3年度に本規程の一部を改訂する。
3. 令和5年度に本規程の一部を改訂する。